

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項等が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質確保のため、関係書類、出来形、品質等の確認を実施する体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者（現場代理人等）	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項等が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価する。 ☐ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類を適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項等が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項等が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 施工計画に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項等が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項等が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	必須	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●<u>評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートを1つだけに記入すること。</u> ☐ 土木工事 ☐ 機械設備工事（土木） ☐ 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事（土木） ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事、又は、測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合は「c」評価とする。 ※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。				

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない、出来形管理項目がない、又は、測定結果の打点数が10点未満の場合。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
I. 出来形	土木工事	●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。 ※ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事、又は、測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合は「c」評価とする。 ●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。⇒a ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。⇒b ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない、出来形管理項目がない、又は、測定結果の打点数が10点未満の場合。⇒c ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。⇒d ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。⇒e				

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	機械設備工事 （土木）	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由：			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が80%以上・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・b 評価値が60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考查項目別運用表(土木工事)

(監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
I. 出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 (土木)	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的を実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他 理由：			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・c				

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	必須	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートを１つだけに記入すること。 ☐ 土木工事 ☐ 機械設備工事（土木） ☐ 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事（土木） ☐ 維持・修繕工事 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事、又は、測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合は「c」評価とする。 ※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。				

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値に満足し、a、bに該当しない、品質管理項目がない、又は、測定結果の打点数等が10点未満の場合	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●下記又は右欄の該当項目を必ず選択（チェック）する。 ※ばらつき判断は別紙－４参照。 ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。⇒a ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。⇒b ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない、品質管理項目がない、又は、測定結果の打点数等が10点未満の場合。⇒c ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事、又は、測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合は「c」評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	機械設備工事 （土木）	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	
	評価値	●判断基準 評価値が80％以上・・・a 評価値が60％以上80％未満・・・b 評価値が60％未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 (土木)	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自ら確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・b 評価値が60%未満・・・・・・c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	維持・修繕工事	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐☐ 理由： ☐☐ 理由： ☐☐ 理由： ☐☐ 理由：			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・・a ※該当項目が4項目以上・・・・・b ※該当項目が3項目以下・・・・・c ※記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

[illegible]

		【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						☐ ☐ ☐
	記述評価 (■マークを付した 評価内容を詳細記 述)	評点：0点						
		【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載						

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において1つ■マークが付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の**加点評価**とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
※5. 創意工夫の評価条件は、受注者が自ら立案実施した創意工夫を所定の様式により提出する必要がある。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

（工事担当課長）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

（工事担当課長）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由：			☐ 安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、安全対策の不備より重大な災害等を受けた。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

考 査 項 目	細 別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他（該当があれば、理由を記入。） 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	【1. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 切土 20万m3以上又は盛土 15万m3以上 ☐ 護岸・築堤平均高 10m以上 ☐ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ) 直径 8m以上 ☐ ダム用水門設計水深 25m以上 ☐ 樋門・樋管内空断面積 15m2以上 ☐ 揚排水機場吐出管径 2,000mm以上 ☐ 堰、水門最大径間長 25m以上又は径間数 3径間以上又は扉体面積 50m2/門以上 ☐ トンネル(開削工法) 深さ 20m以上 ☐ トンネル(NATM) 内空平均面積 100m2以上 ☐ トンネル(沈埋工法) 内空平均面積 300m2以上 ☐ 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤水深 10m以上 ☐ 地滑り防止工幅100m以上かつ法長150m以上 ☐ 浚渫土量 100万m3以上 ☐ 流路工計画高水流量 500m3以上 ☐ 砂防ダム堤高 15m以上 ☐ ダム堤高 150m以上 ☐ 転流トンネル流下能力 400m3/s以上 ☐ 橋梁下部工高さ 30m以上 ☐ 橋梁上部工最大支間長 100m以上 【2. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ☐ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ☐ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。 【3. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ☐ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ☐ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他（該当があれば、理由を記入。） 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	【4. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ☐ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 【5. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ☐ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ☐ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 【6. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 市街地での夜間工事。 ☐ D I D地区での工事。 【7. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 【8. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 【9. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 作業現場が広範囲に分布している工事。 【10. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		III 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 1.1. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 1.2. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 1.3. 被災箇所措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 1.4. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 1.5. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 1.6. その他（該当があれば、理由を記入。） 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	【1.1. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ☐ 支持地盤の形状が複雑なため、基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 【1.2. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 【1.3. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 【1.4. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 【1.5. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 【1.6. について】下記の該当する項目があれば該当項目をチェック。 ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ☐ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 1.7. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意（改善指示）に至らない事故は除く。 ☐ 1.8. その他（該当があればチェックして理由を記入。） 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評価	評点： 0点	

※1. 工事特性は、最大20点の**加点評価**とする。

※2. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c
6．社会性等	I．地域への貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由：			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ○ a 該当項目が 6 項目以上 ○ a’ 該当項目が 5 項目 ○ b 該当項目が 4 項目 ○ b’ 該当項目が 2 から 3 項目 ○ c 該当項目が 0 項目又は 1 項目	

別紙－2⑤

考 査 項 目

7. 法令遵守等

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

法令遵守等の該当項目一覧表

措 置 内 容	措置点数		総合点数
○ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点		0
○ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点		0
○ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点		0
○ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点		0
○ 5. 文書注意（改善指示）	－ 8 点		0
○ 6. 口頭注意	－ 5 点		0
○ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3 点		0
○ 8. その他 理由：	(必ず右の欄に-点直接入力すること		0
○ 9. 該当項目なし ※該当項目なしの場合はチェックを入れる			

減点

0点

① 本考查項目（7. 法令遵守等）の評価は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、上表の「8. その他」で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。

2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。

3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。

4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。

5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。

10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなどの下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。

11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。

13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の一次下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木工事）

（検査員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☐ 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストより適切に実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	
	評価値	●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考查項目別運用表(土木工事)

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	必須	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
1. 出来形		●<u>評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シート1つだけに記入すること。</u> ☐ 土木工事 ☐ 機械設備工事（土木） ☐ 電気設備工事・ 通信設備工事・受変電設備工事（土木） ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事、又は、測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合は「c」評価とする。 ※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。						

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	機械設備工事 (土木)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●評価対象項目 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・・・c					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事 (土木)	☐ 優れている	☐ b より優れている	☐ やや優れている	☐ c より優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	評価値	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護などの運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	必須	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●選択した考查項目運用表を下記に必ず記入し、以降の該当するシートに記入すること。 ●主たる 1 工種だけで評価 評価項目のうちチェックをした数0 評価の対象項目とした数0 比率						☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 優れている		☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている	
		主たる 1 工種だけで評価		評価項目のうちチェックをした数		-		

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート 構造物工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="4">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。									ばらつきで判断可能				判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	☐	a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐	a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐	b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐
		ばらつきで判断可能				判断不可																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	☐	a	☐ a'	☐ b	☐ b																																		
	75%以上90%未満	☐	a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																																		
	60%以上75%未満	☐	b	☐ b'	☐ c	☐ c																																		
	60%未満	☐	b'	☐ c	☐ c	☐ c																																		
Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																																			
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ ☐ クラックが無い。 ☐ ☐ 漏水が無い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d																																	

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																									
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																									
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																									
		●評価対象項目 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ C B R試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 法面に有害な亀裂がない。 ☐ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：																															
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																															
評価値	<table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>判断不可</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table>		ばらつきで判断可能			判断不可			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c
	ばらつきで判断可能			判断不可																													
	50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																												
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																												
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																												
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																												
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																	
Ⅲ. 出来ばえ	土工事 (盛土、堤防等工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない		☐ 劣っている																										
		●評価対象項目 ☐ ☐ 仕上げが良い。 ☐ ☐ 通りが良い。 ☐ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																										
Ⅲ. 出来ばえ	切土工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない		☐ 劣っている																										
		●評価対象項目 ☐ ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d																										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	護岸・根固・水制工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																												
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																												
		●評価対象項目 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他 理由： 																																																		
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																																		
評価値		<table><tr><td></td><td colspan="6">ばらつきで判断可能</td><td>判断不可</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能						判断不可		50%以下		80%以下		80%を超える			評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	ばらつきで判断可能						判断不可																																													
	50%以下		80%以下		80%を超える																																															
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																																													
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																																													
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c																																													
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c																																													
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																																				
III. 出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない		☐ 劣っている																																													
		●評価対象項目 ☐ ☐ 通りが良い。 ☐ ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																																													

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	鋼橋工事 (ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																										
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																										
		●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ ☐ 鋼材の種別を、品質を適切に管理している。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： 【架設関係】 ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左上参照。 ●判断基準 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。									ばらつきで判断可能			判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満
		ばらつきで判断可能			判断不可																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																													
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																													
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																													
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																													
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																		
III. 出来ばえ	鋼橋工事 (ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																													
		●評価対象項目 ☐ ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																												

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																															
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。						☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 【共通】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質を、適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他 理由： 【砂防構造物工事】 ☐ ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：																																					
		●下記の該当項目を 1 つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																					
評価値																																							
		<table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>判断不可</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			判断不可		50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝ 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。
	ばらつきで判断可能			判断不可																																			
	50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																																		
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																																		
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																																		
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																																		
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																							
Ⅲ. 出来ばえ	砂防構造物工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																																		
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ ☐ クラックが無い。 ☐ ☐ 漏水が無い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d																																	
Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																																		
		●評価対象項目 ☐ ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当 3 項目以上・・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d																																	

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ ☐ 設計図書に定められた試験方法でC B R 値を測定していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を2 0 cm以下とし、各層ごとに締め固めて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 ☐ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： 【コンクリート舗装工関係】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準						
評価値								
	</							

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																																										
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事	☐ 優れている ☐ b より優れている ☐ やや優れている ☐ c より優れている ☐ 他の評価に該当しない					☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																										
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																																										
		●評価対象項目 【共通】 ☐☐ 施工基面を平滑に仕上っていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 金網の重ね幅が、1 0 c m以上確保されていることが確認できる。 ☐☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ☐☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【アンカー工関係（鉄筋挿入工含む）】 ☐☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐☐ アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる。 ☐☐ アンカープレートと法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている。 ☐☐ アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている。 ☐☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左上参照。 ●判断基準 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐</td><td>a’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr></table> ※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。									ばらつきで判断可能			判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	☐	a	☐	a’	☐	b	☐	b	75%以上90%未満	☐	a’	☐	b	☐	b’	☐	b’	60%以上75%未満	☐	b	☐	b’	☐	c	☐	c	60%未満	☐	b’	☐	c
		ばらつきで判断可能			判断不可																																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																																														
評価値	90%以上	☐	a	☐	a’	☐	b	☐	b																																									
	75%以上90%未満	☐	a’	☐	b	☐	b’	☐	b’																																									
	60%以上75%未満	☐	b	☐	b’	☐	c	☐	c																																									
	60%未満	☐	b’	☐	c	☐	c	☐	c																																									
Ⅲ. 出来ばえ	法面工事	☐ 優れている ☐ やや優れている ☐ 他の評価に該当しない					☐ 劣っている																																											
		●評価対象項目 ☐☐ 通りが良い。 ☐☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐☐ 端部処理が良い。 ☐☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d																																																

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 優れている ☐ bより優れている ☐ やや優れている ☐ cより優れている ☐ 他の評価に該当しない					☐ やや劣っている	☐ 劣っている																										
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																										
		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ☐☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2 m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐☐ 配筋、スベーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【地盤改良関係】 ☐☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。									ばらつきで判断可能			判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満
		ばらつきで判断可能			判断不可																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																													
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																													
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																													
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																													
III. 出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 優れている ☐ やや優れている ☐ 他の事項に該当しない					☐ 劣っている																											
		●評価対象項目 ☐☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐☐ 通りが良い。 ☐☐ 端部及び天端の仕上げが良い。 ☐☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はb評価以下とする。 ① 地盤改良においては最大2項目の評価とする。 ② 不可視部は、「施工管理記録などから不可視部分の良さが伺える」、可視部は「土工関係の仕上げが良い」において施工管理記録などから出来ばえの良さが確認できた場合に評価する。 ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d																																

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事 (P C及びR Cを対象)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																								
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																								
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質を適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレベウム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他 理由：																														
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																														
評価値	<table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>判断不可</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table>		ばらつきで判断可能			判断不可		50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
	ばらつきで判断可能			判断不可																												
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																												
75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																												
60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																												
60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																												
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																
Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート橋上部工事 (P C及びR Cを対象)	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																											
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ ☐ クラックが無い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d																										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：						
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準						
評価値		ばらつきで判断可能				判断不可	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	
		50%以下		80%を超える				
		90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b		
		75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'		
評価値		60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c		
		60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c		
		※注「判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合。						
III. 出来ばえ	塗装工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない		☐ 劣っている	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d	

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：						
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準						
評価値		ばらつきで判断可能				判断不可	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
		50%以下		80%以下				80%を超える
		90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'		☐ b
		75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'		☐ b'
		60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c		☐ c
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	☐ c		
※注「判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合。								
Ⅲ. 出来ばえ	植栽工事	☐ 優れている		☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ ☐ 植栽帯の全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																													
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																													
		●評価対象項目 ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識バッドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由：																																			
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																			
評価値		<table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">判断不可</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			判断不可		50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	ばらつきで判断可能			判断不可																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																																
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																																
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																																
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																																
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し、測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																					
Ⅲ. 出来ばえ	防護柵(網)設置工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている																																
		●評価対象項目 ☐ ☐ 通りが良い。 ☐ ☐ 端部処理が良い。 ☐ ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d																														
Ⅲ. 出来ばえ	標識設置工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている																																
		●評価対象項目 ☐ ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																														
Ⅲ. 出来ばえ	区画線等設置工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている																																
		●評価対象項目 ☐ ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ ☐ 視認性が良い。 ☐ ☐ 接着状態が良い。 ☐ ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d																														

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。	
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所で導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：							
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準							
評価値		ばらつきで判断可能			判断不可	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
	評価値	90%以上	☐	a	☐	a'	☐	b	☐ b
		75%以上90%未満	☐	a'	☐	b	☐	b'	☐ b'
		60%以上75%未満	☐	b	☐	b'	☐	c	☐ c
		60%未満	☐	b'	☐	c	☐	c	☐ c
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。									
Ⅲ. 出来ばえ	電線共同溝工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない		☐ 劣っている		
		●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d		

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	維持・修繕工事	☐ 優れている	☐ b より優れている	☐ やや優れている	☐ c より優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 ☐ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。（維持） ☐ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。（修繕） ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が5項目・・・a’ 該当項目が4項目・・・b 該当項目が3項目・・・b’ 該当項目が2項目以下・・・c ※注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
Ⅲ. 出来ばえ	維持・修繕工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない		☐ 劣っている	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☐ ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d						

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事（土木）	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。	
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
Ⅲ. 出来ばえ	機械設備工事（土木）	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない		☐ 劣っている		
		●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d		

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事 (土木)	☐ 優れている ☐ bより優れている ☐ やや優れている ☐ cより優れている ☐ 他の評価に該当しない					☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	評価値	●評価対象項目 ☐☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
Ⅲ. 出来ばえ	電気設備工事 (土木)	☐ 優れている		☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている	
		●評価対象項目 ☐☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d	

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事・ 受変電設備工事 (土木)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
	評価値	●評価対象項目 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a' 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b' 評価値が60％未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。		
Ⅲ. 出来ばえ	通信設備工事・ 受変電設備工事 (土木)	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 劣っている				
		●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d		

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事 (土木)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																														
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																														
		●評価対象項目 ☐ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が何える。 ☐ ☐ その他 理由： ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																																				
	評価値	<table><tr><td rowspan="5">評価値</td><td colspan="6">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="5">判断不可</td></tr><tr><td colspan="2">50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td></tr><tr><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐</td><td>a'</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a'</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。					評価値	ばらつきで判断可能						判断不可	50%以下		80%以下		80%を超える		90%以上	☐	a	☐	a'	☐	b	☐	75%以上90%未満	☐	a'	☐	b	☐	b'	☐	60%以上75%未満	☐	b	☐	b'	☐	c	☐	60%未満	☐	b'	☐	c	☐	c	☐		
評価値	ばらつきで判断可能							判断不可																																														
	50%以下		80%以下		80%を超える																																																	
	90%以上	☐	a	☐	a'	☐			b	☐																																												
	75%以上90%未満	☐	a'	☐	b	☐			b'	☐																																												
	60%以上75%未満	☐	b	☐	b'	☐	c		☐																																													
60%未満	☐	b'	☐	c	☐	c	☐																																															
III. 出来ばえ	建築工事 (土木)	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない場合	☐ 劣っている	●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・b 該当 4 項目・・・c 該当 3 項目以下・・・d																																																

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																																																					
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	公園施設整備工事	☐ 優れている	☐ b より優れている	☐ やや優れている	☐ c より優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																																					
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																																					
		●評価対象項目 ☐ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ 材料、部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☐ ☐ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☐ ☐ 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。 ☐ ☐ 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 ☐ ☐ 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 ☐ ☐ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工がうかがえる。 ☐ ☐ その他 理由：																																																											
	●下記の該当項目を１つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																																												
	評価値	<table><tr><td></td><td></td><td colspan="6">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="3">判断不可</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐</td><td>a’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能						判断不可			50%以下		80%以下		80%を超える		評価値	90%以上	☐	a	☐	a’	☐	b	☐	b	75%以上90%未満	☐	a’	☐	b	☐	b’	☐	b’	60%以上75%未満	☐	b	☐	b’	☐	c	☐	c	60%未満	☐	b’	☐	c	☐	c	☐	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。
		ばらつきで判断可能						判断不可																																																					
		50%以下		80%以下		80%を超える																																																							
評価値	90%以上	☐	a	☐	a’	☐	b		☐	b																																																			
	75%以上90%未満	☐	a’	☐	b	☐	b’	☐	b’																																																				
	60%以上75%未満	☐	b	☐	b’	☐	c	☐	c																																																				
	60%未満	☐	b’	☐	c	☐	c	☐	c																																																				
	※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																																												
Ⅲ. 出来ばえ	公園施設整備工事	☐ 優れている		☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない場合		☐ 劣っている																																																					
		●評価対象項目 ☐ ☐ 施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げの状態が良い。 ☐ ☐ 園路等の舗装の平坦性が良い。 ☐ ☐ 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 ☐ ☐ 維持管理等の配慮が良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d																																																						

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																		
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	下水道工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																		
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																		
		●評価対象項目 【管渠工】 ☐☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 ☐☐ 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮き石等がない。 ☐☐ 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適切な条件で施工している。 ☐☐ 掘削（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。 ☐☐ ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。 ☐☐ 腹起しの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。 ☐☐ 裏込め材注入圧力は、低圧で施工していること等が施工記録により確認できる。 ☐☐ 日々の計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐☐ 管渠または覆工コンクリート等から漏水がない。 ☐☐ 管渠または覆工コンクリート等にクラックの発生がない。 ☐☐ 掘進機に裏込め材流出防止のための装置が装着されている。 ☐☐ 舗装工において、設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 （アスファルト混合物の事前審査制度又はアスファルト合材配合統一用紙の適用工事は除く。） ☐☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐☐ 舗装後、直ちに供用する必要がある現場で、交通解放を適切に行っている。 ☐☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 ☐☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐☐ 有害なクラック、損傷が無い。 【推進工】 ☐☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐☐ 推進作業等がデータで確認できる。 ☐☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド工】 ☐☐ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐☐ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 ☐☐ シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐☐ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>判断不可</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td>可</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。 ※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。									ばらつきで判断可能			判断不可			50%以下	80%以下	80%を超える	可	評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	
		ばらつきで判断可能			判断不可																																					
		50%以下	80%以下	80%を超える	可																																					
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																																					
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																																					
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																																					
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																																					
Ⅲ. 出来ばえ	下水道工事	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている																																					
		●評価対象項目 ☐☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状況が良い。また沈下等が無い。 ☐☐ インパートの仕上りが良い。 ☐☐ 管口の処理が良い。 ☐☐ 管渠の通りが良い。 ☐☐ 舗装の平坦性が良く、水溜り等が生じていない。 ☐☐ 舗装の構造物等へのすりつけ等が良い。 ☐☐ 排水施設の蓋のがたつきがなく、受枠にゴミがたまっていない。 ☐☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当7項目以上・・・a 該当5項目・・・b 該当4項目・・・c 該当3項目以下・・・d																																								

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																																																				
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	管更生工事	☐ 優れている	☐ b より優れている	☐ やや優れている	☐ c より優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																																				
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																																				
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 仕上がり管内内面に膨れ・しわ・扁平・破損等がなく基準を満足している。 ☐ 施設内に漏水がない ☐ 仕上がり管内に土砂・汚物の堆積等がない。 ☐ カメラによる施工状況の確認が行われている。 ☐ 硬化樹脂材使用の際、硬化時間・温度管理等が適切に行われている。 ☐ 製管材使用の際、裏込め材の注入量等の管理が適切に行われている。																																																										
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準																																																										
評価値		<table><tr><td></td><td colspan="6">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">判断不可</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐</td><td>a ’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a ’</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b ’</td><td>☐</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b ’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b ’</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能						判断不可		50%以下		80%以下		80%を超える		評価値	90%以上	☐	a	☐	a ’	☐	b	☐	b	75%以上90%未満	☐	a ’	☐	b	☐	b ’	☐	b ’	60%以上75%未満	☐	b	☐	b ’	☐	c	☐	c	60%未満	☐	b ’	☐	c	☐	c	☐	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() ÷ 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。
	ばらつきで判断可能						判断不可																																																					
	50%以下		80%以下		80%を超える																																																							
評価値	90%以上	☐	a	☐	a ’	☐	b	☐	b																																																			
	75%以上90%未満	☐	a ’	☐	b	☐	b ’	☐	b ’																																																			
	60%以上75%未満	☐	b	☐	b ’	☐	c	☐	c																																																			
	60%未満	☐	b ’	☐	c	☐	c	☐	c																																																			
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																																												
III. 出来ばえ	管更生工事	☐ 優れている		☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている																																																					
		●評価対象項目 ☐ 管の通りがよい。 ☐ 管渠内の仕上げがよい。 ☐ 人孔管口の処理がよい。 ☐ 取付管口の処理がよい。 ☐ 施工管理記録から不可視部分の出来栄えの良さが伺える。 ☐ 清掃が行き届いている。						●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d																																																				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	二次製品構造物	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																											
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																											
		●評価対象項目 【共通】 ☐☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐☐ JIS 規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 ☐☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐☐ 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等が無い。 ☐☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工、管理されていることが確認できる。 ☐☐ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【用排水構造物工】 ☐☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ☐☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。 ☐☐ 吞口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥が無い。 ☐☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 ☐☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐☐ 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。 ☐☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 ☐☐ 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる。 ☐☐ その他 理由： 【ブレイkastカハート工、ブレイkast擁壁工、石・ブロック積（張）工等】 ☐☐ 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ☐☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐☐ 製品の連結又はかみ合わせが適切である。 ☐☐ 端部における地山とのすり付けが適切である。 ☐☐ 丁張りを2重・3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。 ☐☐ その他 理由：																																	
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。									ばらつきで判断可能			判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c	60%未満	☐ b'
		ばらつきで判断可能			判断不可																														
		50%以下	80%以下	80%を超える																															
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																														
	75%以上90%未満	☐ a'	☐ b	☐ b'	☐ b'																														
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																														
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																														
	※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																		
Ⅲ. 出来ばえ	二次製品構造物	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている	●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当5項目・・・b 該当4項目・・・c 該当3項目以下・・・d																													

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																																
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	補強土壁工事	☐ 優れている ☐ bより優れている ☐ やや優れている ☐ cより優れている ☐ 他の評価に該当しない					☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																																
	評価値	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																																
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☐ 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。 ☐ 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等により的確に確認できる。 ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ その他 理由：																																																						
●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table><tr><td></td><td colspan="6">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">判断不可</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>☐</td><td>a</td><td>☐</td><td>a'</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>☐</td><td>a'</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>☐</td><td>b</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>☐</td><td>b'</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td><td>☐</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						ばらつきで判断可能						判断不可		50%以下		80%以下		80%を超える		評価値	90%以上	☐	a	☐	a'	☐	b	☐	b	75%以上90%未満	☐	a'	☐	b	☐	b'	☐	b'	60%以上75%未満	☐	b	☐	b'	☐	c	☐	c	60%未満	☐	b'	☐	c	☐	c	☐	c
	ばらつきで判断可能						判断不可																																																	
	50%以下		80%以下		80%を超える																																																			
評価値	90%以上	☐	a	☐	a'	☐	b	☐	b																																															
	75%以上90%未満	☐	a'	☐	b	☐	b'	☐	b'																																															
	60%以上75%未満	☐	b	☐	b'	☐	c	☐	c																																															
	60%未満	☐	b'	☐	c	☐	c	☐	c																																															
※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																																								
III. 出来ばえ	補強土壁工事	☐ 優れている ☐ やや優れている			☐ 他の事項に該当しない		☐ 劣っている																																																	
		●評価対象項目 ☐ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d																																																	

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	橋梁補修・補強工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																			
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。																																			
		●評価対象項目 【共通（アンカーボルト）】 ※特記仕様書への記載が必要 ☐ アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。 ☐ 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。 ☐ アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【共通】 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☐ 塗装・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 使用したグラウト材、モルタルの強度試験・現場試験を行っており品質の確認ができる。 ☐ 既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。 ☐ 使用材料の品質が出荷証明等により、製造年月日、ロット番号、数量の確認ができる。 ☐ 既存鉄筋のケレンおよび防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【鋼板接着】 ☐ 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。 ☐ その他 理由： 【炭素繊維接着】 ☐ 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。 ☐ その他 理由： 【落橋防止装置】 ☐ 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。 ☐ 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。 ☐ その他 理由： 【塗装】 ☐ 塗料の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【断面修復（左官・吹付・充填）】 ☐ 事前調査を行い損傷程度を把握し、適正な施工範囲を決定していることが確認できる。 ☐ 下地処理工において、油脂等の汚れや脆弱層の撤去を行い健全面を露出させたことが確認できる。 ☐ 鉄筋ケレン後、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリート削孔工において、既設鉄筋を傷つけないように配慮し施工したことが確認できる。 ☐ 補強材の品質が確認できる。 ☐ フレーア溶接作業に当たり、作業員の資格・技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されていることが確認できる。 ☐ 補強材の取付が隙間無く、堅固に取り付けられていることが確認できる。 ☐ (ポリマー)セメントモルタルの練り混ぜが、材料投入順序、ミキサー能力、練り混ぜ時間等を考慮して練り混ぜられたことが確認できる。 ☐ 練り混ぜ開始時にフロー試験等を実施し、品質の確認を行ったことが確認できる。 ☐ 施工状況（風、直射日光）等を考慮し、必要に応じ被膜養生を行ったことが確認できる。 ☐ 圧縮・付着強度試験を実施し、強度を確認したことが確認できる。 ☐ その他 理由： 【伸縮装置取替え】 ☐ ジョイント部のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切で有り、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 据付は伸縮量が最も少ない時間を選んで作業していることが確認できる。 ☐ コンクリートは、伸縮装置アンカー部に完全に行き渡るよう施工されていることが確認できる。 ☐ コンクリート強度を確認した後、交通解放が行われていることが確認できる。 ☐ 縦横継目の位置及び構造物との接合面の処理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【支承取替え】 ☐ ジャッキアップ作業にあたり、圧力確認器具により圧力調整等を行っていることが確認できる。 ☐ 既設支承のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切で有り、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 無収縮モルタルの硬化を確認後、ジャッキダウンを行っていることが確認できる。 ☐ 高さ調整にあたり、変形量等を考慮し上げ越し量を設定していることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																									
		●下記の該当項目を1つチェックする。評価値は左記参照。 ●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">判断不可</th></tr> <tr> <th colspan="2">50%以下</th><th colspan="2">80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>90%以上</td><td>☐ a</td><td>☐ a'</td><td>☐ b</td><td>☐ b</td></tr> <tr> <td></td><td>75%以上90%未満</td><td>☐ a</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ b'</td></tr> <tr> <td></td><td>60%以上75%未満</td><td>☐ b</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr> <tr> <td></td><td>60%未満</td><td>☐ b'</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td><td>☐ c</td></tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能				判断不可	50%以下		80%を超える		評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b		75%以上90%未満	☐ a	☐ b	☐ b'	☐ b'		60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c		60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数() ÷ 評価対象項目数() ④ なお、評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。		
	ばらつきで判断可能				判断不可																																						
	50%以下		80%を超える																																								
評価値	90%以上	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b																																						
	75%以上90%未満	☐ a	☐ b	☐ b'	☐ b'																																						
	60%以上75%未満	☐ b	☐ b'	☐ c	☐ c																																						
	60%未満	☐ b'	☐ c	☐ c	☐ c																																						
		※注「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。																																									

Ⅲ. 出来ばえ		☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない	☐ 劣っている	
	橋梁補修・補強工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ ☐ ケレンの施工状況が良い。 ☐ ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・b 該当 4 項目・・・c 該当 3 項目以下・・・d				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	その他 (仮設工事)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
	評価値	●評価対象項目 ☐ ☐ 試験結果が規格値を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ ☐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がないことが確認出来る。 ☐ ☐ 仮設材の組み立て・設置が確実になされ、かつ点検も行われていることが確認出来る。 ☐ ☐ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施していることが確認出来る。 ☐ ☐ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認出来る。 ☐ ☐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ ☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
Ⅲ. 出来ばえ	その他 (仮設工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の事項に該当しない		☐ 劣っている		
		●評価対象項目 ☐ ☐ 鋼矢板・親杭の通りが良い。 ☐ ☐ 覆工板にがたつきがない。 ☐ ☐ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 ☐ ☐ 床付け面の仕上げが良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。 ※注 該当工種から評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。					●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d		

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	その他 (取壊し工事)	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	評価値	●評価対象項目 【共 通】 ☐ ☐ 分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工計画書に定められた計画により実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 請負者の管理記録が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 不可視部分の写真記録が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
Ⅲ. 出来ばえ	その他 (取壊し工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の事項に該当しない				
		●評価対象項目 ☐ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ☐ 既存部や関連設備と調整がなされている。 ☐ ☐ 取壊し後の整地等仕上りの状態が良好である。 ☐ ☐ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。 ☐ ☐ 施工記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※注 該当工種から評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。					●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	

考 查 項 目 別 運 用 表 (土木工事)

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
Ⅱ. 品質	その他の工事 又は 合併工事 (ばらつき判断不可)	☐ ●評価対象項目 ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※注 「ばらつき判断不可」とは、品質管理項目を設定していない工事、又は測定値が規格値を満足し測定結果の打点数等が10点未満の場合。							
Ⅲ. 出来ばえ	その他の工事 又は 合併工事	☐ 優れている	☐ やや優れている		☐ 他の評価に該当しない場合		☐ 劣っている	
		☐ ●評価対象項目 ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由：					●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	※注 該当工種から評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。							